

通達甲(交・駐・駐1)第13号

平成17年10月3日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

放置車両の確認事務に係る登録を受けた法人の事務所に対する立入検査規程の運用について

このたび、放置車両の確認事務に係る登録を受けた法人の事務所に対する立入検査規程（平成17年10月3日東京都公安委員会規程第6号）が制定され、平成17年10月3日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 立入検査の実施（第3条関係）

(1) 「立入検査を行う必要があると認めた場合」とは、次の場合をいう。

ア 東京都公安委員会の登録を受けた法人(以下「登録を受けた法人」という。)が、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第3項の規定による欠格事由に該当していると認められる相当な理由があるとき。

イ 登録を受けた法人が、法第51条の8第4項の規定による登録の要件を満たしていないと認められる相当な理由があるとき。

ウ 法第51条の9の規定に基づく適合命令を受けた登録を受けた法人の改善状況を確認する必要があるとき。

エ 登録を受けた法人が、法第51条の10の規定による登録の取消しの要件に該当していると認められる相当な理由があるとき。

オ 登録を受けた法人に対する法第51条の11第1項の規定に基づく報告要求に対して、東京都公安委員会の指定する期日までに履行されないとき、又は履行されても、その内容が不明確であるとき。

カ その他法の履行確保のため、必要があるとき。

(2) 駐車対策課長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、登録を受けた法人の事務所に対し、立入検査を行う必要があると認めた場合は、別記様式第1号の「放置車両の確認事務に係る登録を受けた法人に対する立入検査実施計画書」を作成し、交通部長（警察署長にあっては、駐車対策課長経由。以下同じ。）に報告するものとする。

(3) 立入検査の実施に当たっては、次の要領で行うものとする。

ア 立入検査は、別記様式第2号の「放置車両の確認事務に係る登録を受けた法人に対する立入検査実施表」（以下「実施表」という。）の検査項目について実施すること。

イ 登録を受けた法人が、過去に行政処分又は指導を受けている場合には、その履行状況をよく確認すること。

2 立入検査の実施者（第4条関係）

所属長は、立入検査の実施者を指定するに当たっては、立入検査対象の数及びその実態を勘案し、放置車両の確認事務に関する知識等を有する者の中から必要な人員を指定するものとする。

3 遵守事項（第7条関係）

(1) 関係者の立会い

立入検査を実施するに当たっては、事務所の責任者又はこれに代わる者の立会いを求め、職務執行の適正を期すること。

(2) 正当な業務への配慮

立入検査を実施するに当たっては、正当な業務への支障がないように十分配慮すること。

(3) 立入検査場所

立入検査場所は、事務所に限られるので、事務所と住居が同一の場合は、住居のうち事務所に使用されている部分についてのみ立入検査を実施すること。

(4) 他の道府県に所在する事務所の立入検査

他の道府県に所在する事務所について必要がある場合には、当該事務所を管轄する道府県警察と緊密な連絡を行った上で立入検査を実施すること。

(5) 立入検査時間

立入検査は、原則として事務所の執務時間中に実施すること。ただし、これによりがたい場合は、関係者が事務所に在所している時間に実施すること。

なお、夜間及び早朝の時間帯における立入検査は、特段の事情がない限り行わないこと。

(6) 品位の保持及び適正な言動

ア 立入検査に当たっては、警察職員としての品位を保持するとともに、事務所の来訪者に対しても配慮すること。

イ 事務所の関係者から相談を受けた場合は、不用意又は無責任な示唆又は回答をして誤解を招くことのないように注意すること。

(7) 立入検査目的の遵守

立入検査は、法令の規定が遵守されているかどうかを調査するため、必要な限度において認められているものであるから、必要な範囲を超えて質問し、又は検査を行わないこと。

(8) 立入検査を拒否された場合の措置

立入検査を拒否された場合は、その抵抗を排除してまで立入検査をすることはできないので、無用の紛議を起こさないように慎重を期するとともに、立入検査の理由を明確に告げて、粘り強く説得に努め、これに応じないときは、幹部の指揮により写真撮影、録音、参考人の確保等、採証を十分に行って拒否状況等の証拠保全に努め、状況に応じた必要な措置をとること。

4 報告（第8条関係）

所属長は、登録を受けた法人の事務所に対し、立入検査を実施した場合は、別記様式第3号の「放置車両の確認事務に係る登録を受けた法人に対する立入検査実施簿」に所要事項を記載するとともに、速やかに実施表の写しにより交通部長に報告するものとする。

5 措置（第9条関係）

(1) 違反形態が軽微で悪質と認められないものについては、現場において違反者、責任者等に対し、違反の事実を明確に指摘して指導又は警告を行い、是正させること。

(2) 法第51条の9の規定に基づく適合命令又は法第51条の10の規定に基づく登録の取消しが必要と認められる場合は、行政処分の上申手続をとること。